

## 江田島市教育委員会会議録

令和7年2月17日（月）令和7年第2回教育委員会会議定例会を中町小学校会議室において開催しました。

### 1 開会及び閉会に関する事項

開会 午前 10時00分  
閉会 午前 11時15分

### 2 出席者（4名）

教育長 岡田 學  
教育長職務代理者 三島 雅司  
委員 小宇根 康典  
委員 長坂 睦子

### 3 欠席者

委員 長迫 香

### 4 出席説明員

教育部長 矢野 圭一  
学校教育課長 黒小 大介  
生涯学習課長 大野 真理  
学校給食共同調理場総括場長 仁井 雄一  
大柿自然環境体験学習交流館長 西原 直久

### 5 事務局

学校教育課 課長補佐兼総務係長 濱中 健三

### 6 傍聴人

なし

### 7 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第6号 江田島市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則案について
- (4) 議案第7号 江田島市立小・中学校児童生徒通学費交付要綱の一部を改正する訓令案について
- (5) 議案第8号 令和6年度江田島市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会関係分）

について

- (6) 議案第9号 令和7年度江田島市一般会計予算（教育委員会関係分）について
- (7) 議案第10号 江田島市スポーツ推進委員の委嘱について
- (8) 承認第2号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事について

## 8 議事の概要

### ○ 教育長

ただ今から、令和7年第2回江田島市教育委員会会議、定例会を開会します。

ただ今の出席委員は4名です。

定足数（3名）に達していますので、これから本日の会議を開きます。

長迫委員から、欠席の報告を受けていることを、報告します。

### ○ 教育長

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

審議に入る前に、非公開議案について御審議いただきます。

日程第5、議案第8号及び日程第6、議案第9号の案件については、市議会2月定例会に提出予定の、成案となる前の案件であること、日程第7、議案第10号及び日程第8、承認第2号については、人事に関する案件であることから、公開しないで審議することが適当ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

### ○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第8号から、承認第2号までの4案件については、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

### ○ 教育長

挙手全員と認めます。

したがいまして、議案第8号から、承認第2号までの4案件については、公開しないで審議することに決定しました。

### ○ 教育長

日程第1、「教育長報告」を行います。

議案書、2ページをお開きください。

「教育長報告」を行います。

(省 略)

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第15条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めておりますので、今回は、三島委員にお願いします。

○ 教育長

日程第3、議案第6号「江田島市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育部長

ただ今上程されました議案第6号について説明します。

議案書、3ページをお願いします。

提案理由です。

三高中学校の閉校に伴い、現行規則の一部を改正する必要があるので、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

4ページをお願いします。

三高中学校の閉校に伴いまして、4つの規則を条だてで改正します。

第1条は、「江田島市教育委員会公印規則」、第2条は、「江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則」、第3条は、「江田島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則」、第4条は、「江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則」です。

新旧対照表で説明しますので、6ページをお願いします。

表の右側が現行、左側が改正案になります。

アンダーラインがあるところが、改正箇所になります。

第1条、「江田島市教育委員会公印規則の一部改正」は、「市立学校の印」、「ひな型番号10、11、12」の個数が、三高中学校の1校分が減りますので、現在、市立小学校「6」、市立中学校「4」、合計「10」から「9」に改正します。

同様に、「市立学校長の印」も「10」から「9」に改正します。

次に第2条「江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部改正」は、規則第1条の「(1)照明の表」、7ページをお願いします。「(2)その他の設備の程度の表」、規則第2条の表の「三高中学校」の項を削る

ことと、少し上段に戻って「(1) 照明の表」の大古小学校の項の「水銀灯 400」の表記の体裁を整える改正をしています。

次に、7 ページ下段の第 3 条「江田島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正」は、8 ページをお願いします。

別表第 2 の表の「三高中学校」とその区域を削り、能美中学校の区域に沖美町の全域に変更する改正をしています。

最後、第 4 条「江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正」は、別表、西能美共同事務室の関連校の「三高中学校」を削る改正をしています。

5 ページをお願いします。

この規則改正の施行期日は、三高中学校閉校の条例改正と同様、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

○ 教育長

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 教育長

それでは、これで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

○ 教育長

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第 4、議案第 7 号「江田島市立小・中学校児童生徒通学費交付要綱の一部を改正する訓令案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育部長

ただ今上程されました議案第 7 号について説明します。

議案書、9 ページをお願いします。

提案理由です。

三高中学校の閉校に伴い、現行要綱の一部を改正する必要があるので、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

10ページに改正文、11ページに参考資料として、新旧対照表を添付しています。新旧対照表で説明しますので、11ページをお願いします。

表の右側が現行、左側が改正案になります。

アンダーラインがあるところが、改正箇所になります。

第2条、「交付対象児童生徒」の表中の「三高中学校」の項を削る改正をしています。

10ページをお願いします。

この要綱改正の施行期日は、三高中学校閉校の条例改正、先ほどの規則改正と同様、令和7年4月1日から施行します。

説明は、以上です。

○ 教育長

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 教育長

それでは、これで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

○ 教育長

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

会議の冒頭で決まりましたとおり、ここからの審議は、非公開といたします。

○ 教育長

日程第5、議案第8号「令和6年度江田島市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会関係分）について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第6、議案第9号「令和7年度江田島市一般会計予算（教育委員会関係分）について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第7、議案第10号「江田島市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第8、承認第2号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

以上で、本日の会議に付された審議事項は、全て終了いたしました。

次回の教育委員会会議は、3月17日（月）、午前10時00分から、市教育委員会3階会議室で開催を予定しています。

他になければ、これで閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育長

署名委員